

ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第22条の規定に基づいた通学路等における児童等の安全の確保に関する指針（平成16年3月31日制定）の一部を次のとおり改正する。

令和4年8月15日

沖 縄 県 知 事 玉城 康裕
沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満
沖縄県公安委員会委員長 比嘉 梨香

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）第22条の規定に基づき、通学路等における児童等の安全を確保するために講ずべき措置を定め、その促進を図ることにより、通学路等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 運用方針等

- (1) この指針は、自治体、地域住民、警察等が努力すべき通学路等における安全の確保に係る基準等を示すものである。
- (2) この指針は、法令、関係条例等を踏まえ、通学路等の整備状況、住民の要望等を検討した上で運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 通学路等における安全な環境の整備基準

- (1) 防犯灯、街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）がおおむね3ルクス以上のものをいう。）が確保されていること。
- (2) 周囲からの見通しが確保されていること。ただし、死角となる物件又は箇所があ

った場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

- (3) 道路については、幅員が広い等構造上可能な場合は、歩道と車道が分離されていること。
- (4) 通学路等の周辺に街頭緊急通報装置、防犯ベル等の防犯設備及び子ども110番の家等緊急時に児童等を保護する民間ボランティアの活動拠点（以下「ボランティア拠点」という。）が設けられていること。
- (5) 特に児童等に対する犯罪の発生の危険性が高い通学路等には、防犯ベル、防犯カメラ又は警察に対する通報装置が設けられていること。

2 地域住民等との連携

- (1) 通学路等の管理者、保護者、学校等の管理者、地域住民（以下「地域住民等」という。）及び警察は、連携して通学路等における児童等の登下校時の見守り活動、緊急時の保護活動その他の児童等の安全の確保のための活動を行うための協力体制を確立するものとする。
- (2) 地域住民等、警察及び関係自治体の間において、通学路等における不審者のはいかいなど、児童等に対する犯罪に関する情報の警察への通報その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達及び交換をするためのシステム並びにこれらの情報の内容に応じた対策を講ずるためのシステムの整備に努めるものとする。
- (3) 地域住民等、警察及び関係自治体による通学路等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組の実施に努めるものとする。
- (4) 通学路等における危険箇所、地下道等特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、ボランティア拠点等を記載した地図の作成、配布等地域を挙げた、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施に努めるものとする。